

別表第二 型式の区分（第4条関係）

配線器具
（中略）

【改正案】

品名	型式の区分	
	要素	区分
1 コンセント 2 マルチタップ 3 コードコネクターボディ 4 アイロンプラグ 5 器具用差込みプラグ 6 その他の差込み接続器	(略)	(略)
延長コードセット	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
	定格電流	(1) 15Aのもの (2) 20Aのもの
	出力側の極(アース極を含む。)の数	(1) 2のもの (2) 3のもの
	刃の取付けの方式	(1) 一体として成形されているもの (2) その他のもの
	差込みプラグの主絶縁体の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表1に定める寸法に適合するものに限る。)	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの
	コードコネクターボディ又はマルチタップの主絶縁体の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表2又は表3に定める寸法に適合するものに限る。)	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの
	差込みプラグの外郭の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表1に定める寸法に適合するものに限る。)	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの
	コードコネクターボディ又はマルチタップの外郭の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表2又は表3に定める寸法に適合するものに限る。)	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの
	電線の種類	(1) コード(キャブタイヤコードを除く。)のもの (2) キャブタイヤコードのもの
	スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの
コードリール	(略)	(略)

【現行】

(中略)

品名	型式の区分		
	要素	区分	
1 コンセント 2 マルチタップ 3 コードコネクターボディ 4 アイロンプラグ 5 器具用差込みプラグ 6 その他の差込み接続器	(略)	(略)	
	(新設)		
	コードリール	(略)	(略)